

郡山市農業でふくしまぐらし支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就農時の初期費用の負担軽減を目的とし、経営が不安定な就農直後の所得を確保するための資金について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、農業でふくしまぐらし支援事業（移住就農等支援事業）実施要領（令和6年4月24日付け6農支第551号農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）及び郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表に定める補助要件を満たすものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、交付対象者1人（1世帯）当たり50万円以内とする。

(就農計画の事前承認)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金の交付の申請前に、市長に就農計画を提出し、承認を受けるものとする。

2 前項の就農計画は、別表の補助要件7(1)を満たすものにあつては郡山市農業でふくしまぐらし支援事業に係る就農計画（50歳以上（経営経験がない場合45歳以上）用）（第1号様式）に、同表の補助要件7(2)を満たすものにあつては郡山市農業でふくしまぐらし支援事業に係る就農計画（50歳未満（経営経験がない場合45歳未満）用）（第2号様式）によるものとする。

3 第1項の就農計画の作成に当たっては、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、本市、福島県農林事務所等の関係機関から助言及び指導を受けることとする。

4 市長は、第1項の規定により就農計画の提出があったときは、第2条に規定する要件を満たしているかどうかを確認の上、当該要件を満たし、かつ、経営の開始及び定着を支援するために補助金を交付する必要があると認めるときは、当該計画を承認するとともに、当該計画を提出した者に郡山市農業でふくしまぐらし支援事業に係る就農計画（変更）承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(就農計画の変更)

第5条 前条第4項の規定による通知を受けた者で、就農計画の変更（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大及び品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更を除く。）をしようとするものは、当該計画を市長に提出し、当該計画の変更の承認を受けるものとする。

2 前項の就農計画の変更の承認は、前条第4項の規定を準用する。

(補助金の交付の申請)

第6条 第5条第4項又は前条第2項の規定により承認を受けた者で、補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業実施計画書は当該承認を受けた就農計画とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第4号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は交付申請書（第5号様式）とする。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- （2）第11条から第15条までに定める手続を遵守すること。

（実績報告）

第8条 補助金の交付を受けた者は、速やかに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第6号様式）とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- （1）補助金の交付を受けたことが確認できる書類
- （2）その他市長が必要と認めて指示する書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（概算払）

第10条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

（住所等変更報告）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた年度から起算して3年間（第13条の規定により、就農を中断した場合の中断の期間及び第14条の規定により、農業経営を休止した場合の休止の期間を除く3年間とする。以下同じ。）、氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（就農状況報告等）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた翌年度から起算して3年間、毎年4月末までにその直前の12か月の就農状況報告書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

（就農中断報告）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断するときは、当該中断後1か月以内に、就農中断届（第9号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による就農を中断する期間は、当該就農を中断した日から原則として1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（第10号様式）を提出するものとする。

3 市長は、補助金の交付を受けた者から補助金の交付を受けた後の就農継続期間中に第1項の就農中断届の提出があり、その理由がやむを得ないと認める

ときは、就農の中断を承認するものとする。

- 4 市長は、第1項の規定による就農中断届の提出のあった補助金の交付を受けた者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、当該就農再開に向けた助言、指導等必要な支援を行うものとする。

（農業経営の休止等）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた後の就農継続期間中に病気等のやむを得ない理由により農業経営を休止するときは、市長に休止届（第11号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の休止する期間は、原則として1年以内とする。ただし、補助金の交付を受けた者が、妊娠若しくは出産又は災害により就農を休止しようとするときは、1度の妊娠若しくは出産又は災害につき、最長で3年の休止期間を設けることができるものとする。

- 3 前項の場合においては、当該休止する期間を除く、交付を受けた年度から起算して3年間以上営農を継続するものとする。

- 4 市長は、補助金の交付を受けた者から第1項の規定による休止届の提出があり、休止にする理由がやむを得ないと認められないときは、補助金の返還を求める。

- 5 第1項に規定する休止届を提出した補助金の交付を受けた者が就農を再開しようとするときは、市長に就農再開届を提出するものとする。

（離農報告）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた年度から起算して3年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に、離農届（第12号様式）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第16条 補助金の交付を受けた者が、次に掲げる要件に該当するときは、補助金を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情がある者として市長が認めたときは、この限りでない。

（1）交付対象者が虚偽の申告を行った場合

（2）交付を受けた年度から起算して3年間、同程度の営農を継続しなかった場合

（補助金の返還の免除）

第17条 補助金の交付を受けた者は、病気、災害等のやむを得ない事情により補助金を返還することができないときは、返還免除申請書（第13号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を受けた者から提出された返還免除申請書の内容が適当と認めるときは、補助金の返還を求めないものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から施行する。

別表（第2条関係）

補助要件（1から7までに規定する事項をすべて満たすこと。）	
1 交付対象者が就農計画の事前承認申請の属する年度の計画申請時まで、又はその前年度に独立・自営就農をしていること。 2 認定新規就農者でないこと。 3 実現性の高い就農計画を作成していること。 4 集落の共同活動への参画に努めること。 5 交付を受けた年度から起算して3年間以上就農を継続すること。 6 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。	
7 右欄に規定する要件(1)又は要件(2)のいずれかを満たすこと	要件(1) 以下に掲げる事項をすべて満たすこと。 ア 50歳以上（経営経験がない場合45歳以上）65歳未満であること。 イ 業従事日数が年間150日以上であること。 ウ 地域計画に位置づけられていること又は位置付けられることが確実であること若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 エ 郡山市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における新たに農業経営を営もうとする青年等の農業所得目標を目指すこと。
	要件(2) 以下に掲げる事項をすべて満たすこと。 ア 50歳未満（経営経験がない場合45歳未満）であること。 イ 農業従事日数が年間60日以上であること。 ウ 農産物販売金額50万円以上を目指すこと。

第 1 号様式（第 4 条関係）

郡山市農業でふくしまぐらし支援事業に係る就農計画（50歳以上（経営経験がない場合45歳以上）用）

作成日	年 月 日
住 所	
氏 名	

就農地				農業経営開始日						
就農形態 (該当する形態に レ印)		☐ 新たに農業経営を開始								
		☐ 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始								
		☐ 親の農業経営を継承								
		☐ 全体、☐ 一部 継承する経営での従事期間 年 月								
目標とする 営農類型										
将来の農業 経営の構想										
		(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)								
				現状（R 年度）		目標（R 年度）				
		年間農業所得		千円		千円				
		年間労働時間		時間		時間				
1 農業 経営の 規模に 関する 目標	作目・部門名		現状（R 年度）			目標（R 年度）				
			作付面積		生産量		作付面積		生産量	
			飼養頭数				飼養頭数			
	経営面積合計									
	区分	地目	所在地 (市町村名)		現状		目標（R 年度）			
	所有地									
	借入地									
	特定作業受託	作物	作業	現状		目標（R 年度）				
				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量			

1 (続き)	作業受託	作目		作業		現状		目標 (R 年度)		
		単純計								
		換算後								
		農畜産物の加工・販売・その他の関連・付帯事業	事業名	内容	現状		目標 (R 年度)			
生産方式に関する目標	機械・施設	機械・施設名			型式、性能、規模等及びその台数					
					現状		目標 (R 年度)			
経営管理に関する目標										
農業従事の態様等に関する目標										
目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・機械の導入等)		規模・構造等		実施時期		事業費		資金名等	

農業経営の構成	氏名 (法人経営にあっては役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあっては役職)	現状		目標（R 年度）	
				担当業務	年間農業従事 日数（日）	担当業務	年間農業従事 日数（日）
雇用者	常時雇（年間）		実人数	現状	人	見通し	人
	臨時雇（年間）		実人数	現状	人	見通し	人
			延べ人数	現状	人	見通し	人

【参考】 技術・知識の 習得状況	研修先の名称		所在地	専攻・営農部門
	研修等期間		年 月～ 年 月	
	研修内容等			
	活用した補助金等			

注：研修カリキュラム等を添付すること。

添付書類

別添１：収支計画

別添２：個人情報の取扱い

- ・経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が確認できる書類等）
- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- ・前年の世帯（＊１）全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）
- ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

＊１ 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。
「所得」とは、地方税法第292条第１項第13号に定める「合計所得金額」。

収 支 計 画

			計画 1 年目 (R 年 月 ～R 年 月)	計画 2 年目 (R 年 月 ～R 年 月)	計画 3 年目 (R 年 月 ～R 年 月)	計画 4 年目 (R 年 月 ～R 年 月)	計画 5 年目 (R 年 月 ～R 年 月)
農 業 収 入		経営規模	a	a	a	a	a
		生産量	kg	kg	kg	kg	kg
		売上高	円	円	円	円	円
		経営規模	a	a	a	a	a
		生産量	kg	kg	kg	kg	kg
		売上高	円	円	円	円	円
		経営規模	a	a	a	a	a
		生産量	kg	kg	kg	kg	kg
		売上高	円	円	円	円	円
	収入計①（補助金を除く）		0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

		計画 1 年目 (R 年 月 ～R 年 月)	計画 2 年目 (R 年 月 ～R 年 月)	計画 3 年目 (R 年 月 ～R 年 月)	計画 4 年目 (R 年 月 ～R 年 月)	計画 5 年目 (R 年 月 ～R 年 月)
農業 経営 費	原材料費	円	円	円	円	円
	減価償却費	円	円	円	円	円
	出荷販売経費	円	円	円	円	円
	雇用経費	円	円	円	円	円
	農地・機械賃借料	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
支出計②		0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
【設備投資】 内容、金額						
所得計①－②		0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

郡山市長

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

郡山市農業でふくしまぐらし支援事業補助金に係る個人情報の取扱いについて

市長は、郡山市農業でふくしまぐらし支援事業の実施に際して得た個人情報について、福島県及び郡山市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市長は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、県への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関
（注）

福島県、農業経営・就農支援センター、市町村、農業共済組合、日本政策金融公庫、農業協同組合、農地中間管理機構、農業委員会、指導農業士会、青年農業士会

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

（法人・組織名）

氏 名

第2号様式（第4条関係）

郡山市農業でふくしまぐらし支援事業に係る就農計画（50歳未満（経営経験がない場合45歳未満）用）

作成日	年 月 日
住 所	
氏 名	

1 補助金の交付を受けようとする者

ふりがな		生年月日	年齢
氏 名		年 月 日	歳
住 所			
略 歴			

2 生計を一にする家族

氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢

3 就農の考え方

（1）就農しようとする目的

（2）就農先選定の理由

4 就農計画等

（1）営農作物及びその選定理由

（2）農業に関する経験（過去に研修受講等がある場合は記入）

（3）営農に必要な農業研修の実施計画

研修受入農家名		所在地	
主な経営品目		経営面積	
地域内の農業に関する役職			
研修内容			
備考	以下の項目に該当する場合はチェックを記入すること		
	☐ （農家等で研修を受ける場合）親族ではない		
	☐ 研修を受ける農家等と常勤の雇用契約を締結していない		

(4) 営農目標

就農予定地		就農時期	年 月 日
農業経営の規模			
作物・部門名	目標（１年目）	目標（２年目）	目標（３年目）
販売目標		売上（収入）	所得
営農	目標（１年目）		
	目標（２年目）		
	目標（３年目）		
営農以外	目標（１年目）		
	目標（２年目）		
	目標（３年目）		

(5) 営農目標を達成するための施設等整備計画

（農業経営を開始して３年以内に整備する内容を記載する）

施設等整備内容	規模・構造等	実施予定時期	事業費（千円）

5 住居、兼業等に関する計画

(1) 住居の状況

(2) 兼業の就業先又は職種

添付書類

別添１：個人情報の取扱い

- ・経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が確認できる書類等）
- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- ・前年の世帯（※１）全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）
- ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

※１ 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。
「所得」とは、地方税法第292条第１項第13号に定める「合計所得金額」。

郡山市長

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

郡山市農業でふくしまぐらし支援事業補助金に係る個人情報の取扱いについて 市長は、郡山市農業でふくしまぐらし支援事業の実施に際して得た個人情報について、福島県及び郡山市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。 また、市長は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、県への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。	
関係機関 （注）	福島県、農業経営・就農支援センター、市町村、農業共済組合、日本政策金融公庫、農業協同組合、農地中間管理機構、農業委員会、指導農業士会、青年農業士会

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。 年 月 日 (法人・組織名) 氏 名

第3号様式（第4条、第5条関係）

年 月 日

様

郡山市長

郡山市農業でふくしまぐらし支援事業に係る就農計画（変更）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました計画について、郡山市農業でふくしまぐらし支援事業補助金交付要綱第4条第4項（変更の場合は、第5条第2項）の規定に基づき、計画（変更）を承認しましたので、通知します。

第 4 号様式（第 6 条関係）

収 支 予 算 書

（ 1 ） 収 入 の 部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
補助金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

（ 2 ） 支 出 の 部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

第5号様式（第6条関係）

交付申請書

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

郡山市農業でふくしまぐらし支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

交付期間	年度							
今回申請する資金の対象期間	年度							
前年の世帯所得（円）（※1） 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額（※2）を記載								
今年の交付金額（円）								
今回の交付申請額（円）								

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

補助金の振込口座

金融機関店舗名等					銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金					店・支所			出張所				
	金融機関コード																
	預金・貯金の種類			普通預金・当座預金					口座番号								
	郵便局		記号							(当座)番号							
口座 名義人		(ふりがな) 氏 名															

添付書類

前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万を超える場合は、生活確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに当該事情の根拠書類を添付。

第 6 号様式（第 8 条関係）

収 支 決 算 書

（ 1 ） 収 入 の 部

区 分	本年度決算額	当初予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
補助金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

（ 2 ） 支 出 の 部

区 分	本年度決算額	当初予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

第 7 号様式（第 11 条関係）

住所等変更届

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

郡山市農業でふくしまぐらし支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（）
変更後	氏名 住所 電話番号 その他（）

添付書類

- ・ 変更後の住所等を証明する書類

第8号様式（第12条関係）

就農状況報告書

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

郡山市農業でふくしまぐらし支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、就農状況を報告します。

1 営農実績報告

作物・部門名	作付面積（a）・飼養頭数等				
合計					
農業経営の 構成 (交付対象者本人 ・家族労働力)	氏名	年齢	交付対象者・ 交付対象者との続柄	年間の農業 従事日数*	担当業務
雇用労働力	(人・日*)				

*1日の農業従事時間を8時間で換算

2 前年の世帯全体の所得（資金含む。）

万円

3 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策 を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題 の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し（作業日、作業内容、作業時間が分かるよう作成すること）
2. 決算書（別表の補助要件7（1）を満たす者に限る。）及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し

別添 1

作業日誌

	作業内容	作業時間
月 日		時間 分
月 日		時間 分
月 日		時間 分
月 日		時間 分
月 日		時間 分
月 日		時間 分
月 日		時間 分
月 日		時間 分
月 日		時間 分
月 日		時間 分
月 日		時間 分
月 日		時間 分
月 日		時間 分
月 日		時間 分
月 日		時間 分
月 日		時間 分
月 日		時間 分
合計		時間 分

※ 上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

別添 2

決 算 書

(経営開始 年目 年 月～ 年 月)

			計画※ 経営開始 年目 a	実 績 b	実績／計画 b / a (%)
農 業 収 入	(作目名)	経営規模(a)			
		生産量(Kg)			
		売上高(円)			
		経営規模(a)			
		生産量(Kg)			
		売上高(円)			
		経営規模(a)			
		生産量(Kg)			
		売上高(円)			
	特定作業 受託分	経営規模(a)			
		生産量(Kg)			
		売上高(円)			
	その他 (作業受託含む)				
ふくしまぐらし支援事業補助金 (円)					
収入計 (円) ① (補助金を除く)					
収入計 (円) ② (補助金を含む)					

		計画※ 経営開始 年目 a	実 績 b	実績／計画 b / a (%)
農 業 経 営 費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支 出 計 (円) ③				
【参考】設備投資 (内容、金額)				
農業所得計 (円) ④ = ①－③				
農外所得 (円) ⑤		総所得 (補助金を含む) (円) ② － ③ ＋ ⑤		

※計画欄には、第1号様式別添1収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

就農中断届

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

郡山市農業でふくしまぐらし支援事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

第 10 号様式（第 13 条、第 14 条関係）

就農再開届

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

郡山市農業でふくしまぐらし支援事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項（休止の場合は、第 14 条第 5 項）の規定に基づき営農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 ～ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ～ 年 月 日

第 11 号様式（第 14 条関係）

休止届

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

下記の理由により就農を休止したので、郡山市農業でふくしまぐらし支援事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき休止届を提出します。

休止日	
休止理由	

添付書類

- ・ 休止理由を確認できる書類

離農届

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

下記の理由により離農したので、郡山市農業でふくしまぐらし支援事業補助金交付要綱第 15 条の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類

- ・農業経営を中止又は離農したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日がわかる伝票等）

返還免除申請書

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

郡山市農業でふくしまぐらし支援事業補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を申請する理由	
-------------	--